

いおかぜ

No.350 2022 5月号

shonan いまこの人

第6回 湘南合同法律事務所 弁護士 太田啓子氏2

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項3

令和4年度税制改正のあらまし.....4~6

第122回税金よもやま話

「参謀顧問としての税理士の活用の仕方」.....7

第46回「知って得する？」社労士の独り言

「令和4年度労働保険の年度更新」.....8

第10回本部総会のお知らせ.....9

令和4年度上期分口座振替のお知らせ.....9

医療百話

「睡眠時無呼吸症候群とは」.....9

事業報告10~11



公益社団法人 藤沢法人会



— 第6回 —

湘南合同法律事務所

弁護士 太田啓子さん

人物紹介

離婚・相続の家事事件のスペシャリスト！

国際基督教大学を卒業し、24歳のときに司法試験に合格した弁護士の太田啓子さん。2015年に横浜の法律事務所から藤沢に移り、現在、藤沢駅北口にある「湘南合同法律事務所」に在籍されています。取り扱い案件は、おもに離婚・相続などの家事事件や労働問題、セクシャルハラスメント、性被害などの民事事件など。太田さんは、中2と小5の男の子を持つシングルマザーでもあります。「約8割が離婚案件で、毎週のように家裁(家庭裁判所)に出かけています。私自身離婚経験者で、子育て中の女性弁護士だからかもしれません。また、法律事務所は、東京や横浜に集中していますが、弁護士が少ない地域こそニーズがあると実感しています」。

弁護士になったきっかけを伺うと「フェミニスト志向の強い家庭で育ったわけでも、取り立てて強い意志があったわけでもないのですが、小学生の時に感じたことはあります」。それは、性差別や性暴力について。「女子の体操服のブルマーに違和感を覚えたり、性的な尊厳を雑に扱われたことに抵抗をもつ敏感な子ではありました」と太田さん。

「朝まで生テレビ」「ハートネットTV」の出演や「AERA」で小島慶子氏との対談など、新聞・雑誌・TVなどに出演し話題に。多数出版されていますが、なかでも『これからの男の子たちへ「男らしさ」から自由になるためのレッスン』(大月書店、2020年8月)は、発行されるや話題となり、現在なんと11刷り。台湾と韓国で翻訳され、中国でも翻訳予定です。「私が担当する離婚やセクハラ案件では、性差別についてつくづく考えさせられることが多いんです。問題が起こる原因のひとつは、対等な関係性を築けないことと社会の同調圧力に抗う勇気が足りないこと。性別問わず人権教育としての性教育が必要で、性差別については男の子も当事者だという意識を伝えたい、そんな思いでこの本を書きました」。

本が広まることでさらに多忙な日々を送っている太田さん。「多感な時期の子育てで、育児に専念したい気持ちもありますが、私は自分の長所を生かしている気がする今の仕事が好きなんです。これからも、藤沢を中心に悩める方の一助になれるよう活動を続けていきたいと思います」



◀『これからの男の子たちへ「男らしさ」から自由になるためのレッスン』(大月書店、2020年8月)。韓国、台湾で翻訳本も。
「根本には性別問わず無自覚な性差別があります。それを自覚できるように大人が子どもにどう伝えられるか考えたい」(太田さん)



初の単著が、韓国、台湾、中国で翻訳されることになり嬉しいです！
多くの人に知っていただきたい内容です！

▲2002年弁護士登録。神奈川県弁護士会所属。「子育て中でもあり、子どもに関わる事件にはつい敏感になります。法律相談は子連れでもどうぞ！」

▼大好きな癒しグッズは「ミッフィー」。趣味は水泳。「クロールで、30分1kmが目安ですが、今は時間があつたらゆっくり眠りたいです(笑)」



▲憲法についての座談会企画 (VE RY 光文社、2014年2月)。「憲法関係で女性誌に出たのは初めてで反響が大きく、その後に繋がった忘れられない誌面です」



◀明日の自由を守る若手弁護士の会(あすわか)メンバーとして各地で「憲法カフェ」を開催。写真は、藤沢市内のバーで開催された「お父さんのための憲法カフェ」

▶自治体や教職員団体からの要請で、著書に関する講演の機会も多い。「男性にかかるジェンダーバイアスや社会の圧力、必要な性教育などについてお話しています」



湘南合同法律事務所

神奈川県藤沢市藤沢551-1 日進ビル7階
TEL:0466-25-3125(法律相談予約)
<https://shonan-godo.net/lawyer/>

●弁護士ドットコム
<https://www.bengo.4.com>

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました(令和4年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

改正の概要

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2 交際費課税

法人会提言

- 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

改正の概要

- 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されました。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可)についても、適用期限が2年延長されました(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

事業承継税制

1 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言

- 新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

改正の概要

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長(令和6年3月末日まで)されました。

地方税

1 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言

- 令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

改正の概要

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る)に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(改正前:5%)とする措置が講じられます(都市計画税についても同様)。

その他

1 地方のあり方

法人会提言

- 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要

- 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

税制改正のあらまし



法人会キャラクター／けんた

I 法人税関係

(1) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大 40% に引き上げられた上で、適用期限が 1 年延長されます。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 1.5% 以上		
	改正案	変更なし		
	■控除率			
	現行	基本	雇用者全体の給与総額の 対前年度増加額 × 15%	
		上乗せ (賃上げ)	+ 10%	雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率 2.5%以上
		上乗せ (教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の 要件の充足（※ 1・3）
	改正案	基本	変更なし	
		上乗せ (賃上げ)	+ 15%	雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率 2.5%以上
		上乗せ (教育訓練費)	+ 10% (※ 2)	教育訓練費の対前年度増加 率 10%以上（※ 1②・3）
■控除上限額				
現行	当期の法人税額 × 20%			
改正案	変更なし			

- ※ 1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
- ① 教育訓練費の対前年度増加率 10% 以上
 - ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要（改正案：廃止）
- ※ 2 控除率 15% の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計 25%（基本 15% + 10%）
- ※ 3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

適用時期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 人材確保等促進税制の抜本的見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大 30% が控除されます（※ 1）。

■給与と総額の増加率				
適用要件	現 行	新規雇用者の給与と総額：対前年度増加率 2%以上		
	改正案	継続雇用者の給与と総額：対前年度増加率 3%以上 (※ 2)		
税額控除	■控除率			
	現 行	基本	新規雇用者の給与と総額 × 15%	
		上乗せ (賃上げ)	—	—
		上乗せ (教育訓練費)	+ 5%	教育訓練費の対前年度増加率 20%以上 (※ 3)
	改正案	基本	雇用者全体の給与と総額の 対前年度増加額 × 15%	
		上乗せ (賃上げ)	+ 10%	継続雇用者の給与と総額： 対前年度増加率 4% 以上
		上乗せ (教育訓練費)	+ 10% (※ 4)	教育訓練費の対前年度増加率 20%以上 (※ 3)
	■控除上限額			
現 行	当期の法人税額 × 20%			
改正案	変更なし			

- ※ 1 資本金 10 億円以上、かつ、常時使用従業員数 1,000 人以上の大企業は給与等の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築等の方針等を、自社のウェブサイト上に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件
- ※ 2 「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定の者）に対する支給額
- ※ 3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要
- ※ 4 控除率 10% の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計 20%（基本 15% + 5%）

適用時期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※）の規定については、適用できないこととされています（大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外）。

- ① その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の 3 割の金額を超えること

改正案では、資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える場合のいずれにも該当する場合には、①の要件が「継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が 1% 以上（令和 4 年度については 0.5% 以上）」に見直されます。

- ※ 特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G 導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制）の税額控除

適用時期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(4) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額 800 万円まで損算入可）の適用期限が 2 年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

適用時期

令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(5) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

※ 常時使用する従業員500人以下の中小企業者等（連結法人を

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)
	②一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で 均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却 資産（※） 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)

除きます）が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度

適用時期

①、②の改正については、令和4年4月1日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

(6) オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制（※）が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満（現行：10年未満）となります。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）となります。

※ 一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合、取得価額の25%を所得控除できる制度

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年（現行：5年）となります。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

Ⅱ 所得税関係

(1) 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乗せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの

間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、以下の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

			入居年			
			R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000 万円		4,500 万円	
		ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円		3,500 万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000 万円		3,000 万円	
		その他の住宅	3,000 万円		2,000 万円	
	既存住宅	認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000 万円			
		その他の住宅	2,000 万円			
控除率			0.7%			
控除期間	新築・買取再販		13 年（※）			
	既存住宅		10 年			
所得要件			2,000 万円以下			
床面積要件			50㎡以上			

※ R6・R7入居の「その他の住宅」については10年です。

注 認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいいます。ZEHとは、断熱・省エネ・創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(2) 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されます。

現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

適用時期

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

(3) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

改正案では同制度について、適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が2年延長されます（認定住宅の新築等の住宅ローン控除との選択適用）。

居住年	対象住宅	控除対象 限度額	控除率
令和4・5年	（現行）認定住宅	650万円	10%
	（改正案）認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅		

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Ⅲ 資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和5年3月31日までに提出しなければなりません。

改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月31日までとなります。

適用時期

特例承継計画の提出期限が、令和6年3月31日まで延長されます。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が見直されます。

改正案では、非課税限度額について、それぞれ次に定める金額とされます。また、適用対象となる既存住宅の築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築された住宅用家屋又は新耐震基準に適合している住宅用家屋とする等の見直しが行われた上で、受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、適用期限が2年延長されます。

	現 行	改正案
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円	500万円

適用時期

令和5年12月31日まで適用期限が延長されます。
ただし、非課税限度額は令和4年1月1日以後に係る贈与税について、受贈者の年齢要件は令和4年4月1日以後に係る贈与税について、それぞれ適用されます。

Ⅳ 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者とすることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とるように見直されます。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

適用時期

令和4年4月1日以後に行う登録手続について適用されます。

Ⅴ その他

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税について、令和4年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇（負担水準が60%未満の土地に限る）した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置が講じられます（ただし、負担水準20%未満の場合、課税標準額は評価額の20%となります）。

※ 負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×

100」で算出された割合（%）をいいます。

《土地の固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4%）》

商業地等の負担水準が20～60%未満（地価が上昇）	現 行	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額×5%
	改正案	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額×2.5%

適用時期

令和4年度限りの負担調整措置となります。

(2) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の有効措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報（請求書、領収書、見積書など）に係る電子データの保存について、令和4年1月1日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられました。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報について適用されます。

	現 行	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、その年の12月31日において総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上を有する者	現行の提出義務者に加え「総資産10億円以上」に該当する者も対象とする
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容の省略	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

(3) 財産債務調査制度の見直し

財産債務調査制度について、提出期限が緩和されるなど提出義務者の事務負担の軽減が図られるとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても所得基準によらずに財産債務調査の提出義務者とする措置が講じられます。

適用時期

令和6年1月1日以後に提出すべき調査（令和5年分以後の調査）について適用されます。

* このパンフレットは、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

税金よもやま話

第
122
回

東京地方税理士会 藤沢支部
小山 善光

参謀顧問としての税理士の活用の仕方



会社を経営すると、税務申告は避けては通れません。
そして、会社経営は税金のオンパレードである。法人税、源泉所得税、印紙税、消費税、相続税、固定資産税、償却資産税……。どの税金も、「知りませんでした」、では通らない。
そこで、税金の専門家として、「税理士」を会社の顧問につけることになります。

皆さんはこの税理士をどのように選ばれているのでしょうか？「親父の代からの付き合いでなんとなく」、「知り合いの紹介」、「インターネットで検索した」など様々なきっかけがあると思います。

国家資格の「税理士」になるには、主に3つの方法があります。①税理士試験（5科目）に合格する、②税理士試験の一部を大学院で免除される、③税務署に一定期間勤務する、といった方法があります。

私は、税理士試験で2科目合格し、そのあとは大学院に通い、試験科目を3科目分免除されて税理士になりました。試験組税理士の中には、大学院組税理士を軽んじる人も中にはいます。しかし、税理士試験全科目合格に比べて、自分としては効率的に税理士になれたと思いますし、大学院時代に論文・レポートをたくさん書きましたので、その論文技術は補助金関係の企画書作成に大いに役に立っております。

税理士は、**法律で定められた税に関する唯一の職業専門家**ですが、みなそれぞれ得意分野があります。相続に強い税理士、会社経営に豊富なアドバイスをしてくれる税理士、国際税務に強い税理士……

特に、税務署OB税理士は、税務署勤務時代の経験を活かす税理士が多いです。所得税、法人税、消費税、相続税、税務調査の対応に強い税理士など……

税理士を選ぶ際には、どのような経歴で税理士になったのか、そして自身の得意分野などを聞いてみることをお勧めします。

そして、会社の顧問税理士を決めたら、どのような内容で顧問契約をしていますでしょうか？

一番の理想は、毎月会計処理をして、月次試算表にて、会社の経営状態を毎月税理士と一緒に確認する方法です。

毎月巡回顧問契約は、税理士との接触頻度は一番濃密になります。ただし、税理士報酬もこの契約内容が一番高くなります。

税理士と毎月の接触はせず、「年一処理」として決算申告業務だけをする、という方法を選んでいる会社もあるかと思えます。

確かに、年に一回の「決算申告」という最低限のことはこれで済ますことができます。税理士報酬も、毎月接触よりは格段に安くなるでしょう。

しかし、「年一処理」は基本的には、会計年度が終わってからの処理になるため、決算対策などがタイムリーに行うことができません。

消費税の課税選択、簡易課税・本則課税の選択などは、前の事業年度中に行わなければなりません。

「不動産賃貸会社などで売上も経費も毎年ほぼ同じ」、という会社なら年一処理でも構わないかもしれませんが、コロナ禍などで先も見えず、目まぐるしく変わる経済状況に対応するなら毎月契約が絶対にお勧めです。

たとえ税理士報酬がその分上がったとしても、優秀な税理士ならば、それ以上の有益なアドバイスが期待できるはずですよ。

コロナ禍ということもあり、事業復活支援金、事業再構築補助金、雇用調整助成金など様々な補助金制度が目まぐるしく打ち出されております。優秀な税理士ならば、こうした補助金制度の情報も積極的に提示してくれるはずですよ。

事業復活支援金の事前確認は、「**認定経営革新等支援機関**」が行います。多くの税理士がこの認定支援機関に登録しています。

これは、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を国が**経営革新等支援機関**として認定する制度です。

この「**認定経営革新等支援機関**」とともに経営改善計画を作ると補助金が出て、さらに金融機関の借入に関しても有利な条件ですすめられる制度もあります。

こうした補助金業務をやらない税理士も中にはいます。顧問契約をする際、税理士に、こうした補助金の対応はどうしているか、認定支援機関に登録しているか、を聞いてみるのも良いかもしれません。

法人会、税務署、商工会議所などの無料相談に行った際に、税理士を頼んでおらず、自分で処理しようとする相談者の方も一定数あります。2年前に1千万円以上の課税売上があるために今年度消費税を納める事業者が、簡易課税の選択をしておらず、その結果、数百万円消費税を多く納めることになった相談を受けました。事後ではどうすることもできません。

せめて事前に税務のプロである税理士に相談してくれていれば、いくらでも対応できました。

補助金などを受給したのは良いが、その分利益が大幅に出たまま決算を迎えてしまい、思わぬ多額の税金を納めることになってびっくりしたという相談者もありました。

これも決算が来る前に相談してくれていれば、「倒産防止共済に加入する」、「適切な保険に加入しておく」、「少額減価償却資産を購入しておく」などの対策が取れていたでしょう。

適切な月次決算をせずに事業活動を行うことは、スピードメーターの無い車で闇雲に突き進む結果になりかねません。

優秀で信頼のおける税理士を会社の参謀として活用して、ご自身の事業経営の発展に役立てて頂きたいと思います。

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

令和4年度労働保険の年度更新

令和4年3月30日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で成立しました。これにより、「一般の事業」の場合、令和4年4月1日から9月30日の雇用保険料率は9.5/1000、令和4年10月1日から令和5年3月31日の雇用保険料率は13.5/1000となりました。このため、年度の途中で保険料率が変わるため、年度更新の計算方法が例年と異なるため注意しましょう。ここでは継続事業の年度更新の計算方法について説明します。

確定保険料は例年通りに算出します。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で使用した全ての労働者に支払われた賃金の総額を確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表を用いて集計し、労災保険料と雇用保険料の算定基礎額を求め、これを年度更新申告書の指定された欄に転記して確定保険料を算出します。ただし、労災保険料と雇用保険料が同額の場合は、「労働保険料」欄に転記しますので注意してください。

一般拠出金は、労災保険料の算定基礎額に0.02/1000を乗じて求めます。

問題となる概算保険料は、年度の途中で保険料率が変わるため確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の下段に設けられた概算保険料（雇用保険）算定内訳（下表）を使用して、適用期間ごとに計算します。

概算保険料 (雇用保険) 算定内訳	①区分（適用期間）		算定期間 R4/4/1～R5/3/31		
			②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
	R4/4/1～R4/9/30	雇用保険分	(イ) 千円	(ハ) 1000分の 9.5	(ホ) 円
	R4/10/1～R5/3/31	雇用保険分	(ロ) 千円	(ニ) 1000分の 13.5	(ヘ) 円
	合 計	雇用保険分	(イ) + (ロ) 千円 申告書⑫欄(ホ)へ転記		(ホ) + (ヘ) 円 申告書⑭欄(ホ)へ転記

令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の1/2以上2倍以下となる場合は、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の雇用保険対象者分欄の額の1/2（その額に千円未満の端数がでる場合は、概算保険料（雇用保険）算定内訳の②欄（イ）は切り上げ、②欄（ロ）は切捨てた数）を②欄（イ）、②欄（ロ）に記入します。次に、②欄（イ）、②欄（ロ）の合計数を②欄（イ）+（ロ）に記入します。この額が概算雇用保険料の算定基礎額です。次に、概算保険料（雇用保険）算定内訳の②保険料算定基礎額に、各欄に記入した③保険料率を乗じて得た数（端数が生じてそのままだ）を④概算保険料額に記入します。④欄（ホ）、④欄（ヘ）の合計数（1円未満の端数は切捨て）を④欄（ホ）+（ヘ）に記入します。

この数字が新年度の概算雇用保険料額です。

上記の計算方法は、「新年度の賃金総額の見込み額」が「前年度の賃金総額」の1/2以上2倍以下の場合です。この要件に該当しない場合は、適用期間中における賃金総額の見込額（千円未満の端数が生じた場合はその端数を切捨て）を概算保険料（雇用保険）算定内訳の②欄（イ）、②欄（ロ）に記入し、②欄（イ）、②欄（ロ）の数に③欄の保険料率を乗じて得た数（端数のまま）を④概算保険料額に記入します。④欄（ホ）、④欄（ヘ）の合計数（1円未満の端数は切捨て）を④欄（ホ）+（ヘ）に記入します。

最後に、年度更新申告書に確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表と概算保険料（雇用保険）算定内訳から概算労災保険額と概算雇用保険額を転記して概算保険料を求めます。まず、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の労災保険対応者分欄の数を年度更新申告書の⑫欄（ロ）に転記し、⑬保険料率（ロ）を乗じて得た数を⑭概算・増加概算保険料（ロ）に記入します。次いで、概算保険料（雇用保険）算定内訳②欄（イ）+（ロ）の数を年度更新申告書の⑫欄（ホ）転記し、概算保険料（雇用保険）算定内訳④概算保険料額（ホ）+（ヘ）を年度更新申告書の⑭欄（ホ）記入、⑭欄（ロ）と⑭欄（ホ）の合計数を⑭欄（イ）記入します。この数字が新年度の概算保険料となります。下記、厚生労働省動画チャンネルで「年度更新申告書の書き方について」を配信しています。わかりやすいのでご参照ください。

参考文献：厚生労働省のホームページ

【参考資料】

令和4年度労働保険の年度更新期間について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

※労働保険年度更新 申告書の書き方のパンフレット

※厚生労働省動画チャンネル（年度更新申告書の書き方について）等が載っています

令和4年度の雇用保険料率について： <https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

※令和4年度労働保険の年度更新期間は6月1日（水）～7月11日（月）です。

※労災保険率および一般拠出金率は前年と変わりません。

※労働保険料および一般拠出金の納期限は次の通りです。

	全期（第1期）	第2期	第3期
通常の納期限	令和4年7月11日	令和4年10月31日	令和5年1月31日
口座振替を利用の皆様	令和4年9月6日	令和4年11月14日	令和5年2月14日

第10回 本部通常総会・記念講演会のお知らせ

日時：6月8日(水) 午後1時30分受付、午後2時00分開会

場所：湘南鎌倉クリスタルホテル

次第：〈記念講演会〉午後2時00分～午後3時45分

〈総会〉午後4時00分～午後5時15分 〈懇談会〉午後5時30分～午後7時00分

講師：須田慎一郎氏〈経済ジャーナリスト〉

演題：2022年どうなる 日本！今後の経済を読む

会費：3,000円(懇談会会費) ※講演会、総会は無料



須田慎一郎氏

※詳細につきましては、別途お送りする開催通知の内容をご確認いただき、出欠席通知のご返信を必ずお願いいたします。

令和4年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和4年度上期(令和4年4月1日～令和4年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：令和4年5月16日(月)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
副院長 呼吸器内科 近藤哲理



睡眠時無呼吸症候群とは

睡眠時無呼吸症候群は、睡眠時に10秒以上の無呼吸が1時間に5回以上出現する状態を呼び、その9割以上は睡眠時に舌が緩んで喉の奥を塞いでしまう閉塞型(OSA)です。いびきも喉が狭まって狭窄音が出るので、いびきの極端な病態と言っても過言ではありません。脳からの呼吸指令の不調で発生する中枢型においても、心不全や不整脈、脳卒中などでは出現しますが、今回は閉塞型を説明します。

無治療のOSAでは経過中に脳卒中や心筋梗塞を併発して亡くなる方がしばしばおり、実は危険な病気です。さらに高血圧、気管支喘息、癌、緑内障、逆流性食道炎、認知症などさまざまな病気とも深い関係があります。しかし罹患率は成人男性の2割程度と極めて高いにも関わらず、見過ごされていることが多いと考えられています。OSAでは夜間の排尿回数が増えるため、泌尿器科からの紹介も最近は増えてきており、検査をするとかかりの方が隠れOSAです。女性は男性より発症は少ないものの、更年期過ぎには急増します。女性では、うつや不眠などを症状とすることも多いために、男性より発見が難しいことも知られており、妊娠時のOSAは赤ちゃんにも悪い影響があることが報告されています。日中の眠さも見られますが、実は重症のOSAでも強い眠さを訴える人は半分か以下です。

診断は睡眠中の頻繁な呼吸停止を確認する必要があり、2～3個のセンサーによる小型の簡易装置を持ち帰って自宅で行う簡易検査がまず行われます。この簡易検査で重症となれば、治療に入ることも可能ですが、正確な診断には一泊の入院で20～30個のセンサーを取り付ける、睡眠ポリグラフが必要で、中等症・重症ではこの精密検査は必須です。

肥満はOSAの強い悪化因子なので、肥満がある方は10kg程度を目標に、減量をお勧めしています。軽症で強い症状がある方には、歯科に紹介状を発行して専用のマウスピースを作成し、毎晩装着していただきます。

中等症と重症は毎夜CPAP(シーパップ)と呼ばれる重箱より少し小さい、電動の器械から鼻マスクを介して喉に軽い圧力をかけることによって、無呼吸を抑制します。鼻詰まりや扁桃腺肥大もOSAの悪化因子ですが、それらの治療で中等症以上の無呼吸を完全に抑制することは困難です。CPAPの使用には定期通院が必要になり、長期の通院となるためお近くの医療機関での治療を推進しています。



CPAP 装着時

2/17木

参加人数20名

第8回 藤法レディースアカデミー第2講座（藤沢法人会館）



女性部会が主催する第8回レディースアカデミー第2講座では、藤沢税務署法人課税第一部門審理担当上席国税調査官の松永秀行氏をお招きし、「インボイス制度の概要」についてお話いただきました。令和5年10月1日の制度開始に向け、次回はより実務的な内容になるよう企画したいと思います。

2/21月

参加人数9名

健康セミナー（藤沢法人会館）



厚生委員会が主催する健康セミナーでは、健康・防災・安全管理アドバイザーの小久保晴代氏をお招きし、「コロナ共存での健康経営“企業としての対策”」と題し研修会を行いました。研修では、コロナ禍でリモートワークが増えた事による通勤減での運動不足や、緊急事態宣言等の自粛によるストレスで体調不良等を起しやすくなっているとのこと。職場や自宅で簡単な運動を取り入れることで、作業効率やストレス解消にも繋がる運動等を実技を交えながらの研修となりました。

3/23水

参加人数29名

第8回 藤法レディースアカデミー閉講式（藤沢法人会館）



女性部会が主催するレディースアカデミーがコロナ禍の中、例年より少ない開催回数となりましたが、閉講式を迎えることが出来ました。閉講式の講話は、藤沢税務署法人課税担当の土屋澄生副署長をお招きし、「電子帳簿保存法のポイント」についてお話いただきました。2022年から義務化された「電子取引制度」は“完全”義務化まで2年の猶予があります。それはあくまで“仕組みを整備する期間”になりますので、今後もテーマとして取り上げたいです。

社会貢献活動

3/9水

寒川町教育委員会に寄付
(寒川町役場)



寒川町役場で開かれた贈呈式で、松尾支部長から大澤教育長に「ひらがな学習セット」と「ウェイバランス平均台」を手渡しました。

2/2水
2/24木

未使用タオルを社会福祉法人、保育園に寄付



女性部会では、「未使用タオルや石鹸」を募集し、社会福祉協会等へ寄付活動を行ってまいりましたが、今年度より、藤沢税務署管内の社会福祉法人やNPO法人等が運営している介護福祉施設や保育園等に直接寄付させていただく事となりました。

今年度は、社会福祉法人竹生会が運営する“芭蕉苑”とNPO法人幼児武道教育振興会が運営する“ちびっこ保育園 藤沢園”に寄付しました。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!

納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダー）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

お客様本位の サービス提供

これを本気で実践していくことが私たちの使命です。

お客様とのコミュニケーションを大切にし、専門的かつ先進的なグループとして、期待を超える価値を提供していきます。

お客様の目標、課題、不安を共有し、それらの解決に向け全力でサポートさせて頂き、共に発展していけることを願っております。

TAO税理士法人 代表社員/公認会計士・税理士
土屋 元人

お客様本位

常にお客様本位で考え、親身の相談相手として、お客様とのコミュニケーションを大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く専門的かつ先進的なグループとして、お客様の多様なニーズにお応えします。

社会貢献

お客様の「持続的な発展のサポート」を通じて社会に貢献します。

グループ会社によるプロフェッショナルチームで
あなたのお悩みを解決いたします。



TAO 税理士法人

代表社員: 公認会計士・税理士 土屋元人
神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リハビリ3F・4F
TEL: 0466-25-6008 FAX: 0466-25-6968



事業所概要: 1982年土屋公認会計士事務所として藤沢市で開業。
2007年TAO税理士法人に組織変更。
現在、スタッフ33人(うち、税理士6人、公認会計士3人)

